

51 国籍の取得に関する選択議定書(抄) 翻訳

採択 一九六一年四月一八日(ウィーン)  
効力発生 一九六四年四月二四日  
日本国  
当事国 五一

この議定書および一九六一年三月二日から四月一四日までウィーンで開催された国際連合の会議において採択された外交関係に関するウィーン条約(以下「条約」という。)の当事国は、  
自国の外交使節団の構成員およびその家族の構成員でその世帯に属するものの国籍の取得に関して当事国間に規則を定める希望を有することを表明して、  
次のとおり協定した。

第一条【定義】この議定書の適用上、「使節団の構成員」とは、条約第一条(b)に定める者、すなわち、「使節団の長および使節団の職員団の構成員」をいう。

第二条【国籍の取得】**「接受国の国民でない使節団の構成員およびその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国の法令の効果によるだけでは接受国の国籍を取得しない。」**

第三条【署名】(略)

第四条【批准】(略)

第五条【加入】(略)

第六条【効力発生】(略)

第七条【国連事務総長による通報】(略)

第八条【正文】(略)

(末文略)